

請願第 1 号 西灘地区市道建設完遂についての請願書について

(産業厚生委員会 委員長報告)

請願書受付日：令和 3 年 2 月 25 日

請願の趣旨： 路線認定された 3 つの市道について、現在まで未完成
または未着工のため工事が早急に完遂されること。

請願書提出者：請願者代表 澤山保太郎

本請願は、令和 3 年 2 月 25 日に受理し、令和 3 年第 1 回定例会に
おいて産業厚生員会に付託されました。

本委員会といたしましては、令和 3 年 3 月 12 日に本請願書を継続
審査とし、5 月 20 日に委員会を開催し、担当課である建設土木課、
紹介議員から説明を受け、審査をいたしました。

6 月 24 日に現地調査と審査、9 月 7 日と 9 月 16 日にも審査をい
たしました。

請願申請の 3 路線は、昭和 60 年及び平成 8 年に市道認定がなさ
れ、室戸市役所建設課が、開設に向けて取り組んだものであります。
このうち西灘山手線においては、用地確保が可能となった終点まで
開設され、現状の形となったものであります。

他 2 路線については、用地交渉が進展せず、開設事業が中止となったものであります。

担当課も交え、緊急性及び費用対効果等について現地調査を含め検討した結果、委員からは、現状では事業用地の確保等事業化は困難でないかという意見や、事業用地に隣接する土地との境界が地籍事業で確定されておらず、委員会として、採択するのは難しいのではないかという意見がありました。

これらを踏まえ、当委員会では地域住民の利便性の向上や、緊急時の対応などといったことは理解できるものであり、事業化の必要性や将来的な事業化の可能性は否定しないものの、事業用地の境界立会には課題が多く、事業の早期実施は困難であるとの結論に至りました。

本請願書は 3 路線同時採択の請願であります。

以上の審査経過を踏まえ慎重審議した結果、室戸市議会会議規則第 136 条第 1 項第 2 号のとおり不採択すべきものと決しました。